

指定管理者制度導入（更新施設・新規導入施設）に係る基本方針

指定管理者による公の施設の管理については、新たな制度として、平成18年4月から導入している。また、モニタリング指針を策定するなど適正な管理の確保に努めているところである。

本指針は、これまでの実績や指定管理者制度の趣旨を踏まえ、平成21年3月以降に更新を迎える施設及び今後新規に導入する施設について、指定管理者制度の効果的な導入を図るため策定したものである。

1 基本的な考え方

民間でできることは民間に委ねることを基本とし、公の施設の管理運営は、適正かつ効率的な運営と市民サービスの向上を図ることを目的に、指定管理者制度の活用を図っていくものとする。

また、指定管理者のノウハウを十分にいかし、事務の効率化を最大限図るため、可能な限り総合的な施設管理を委ねるものとする。

なお、基本的事項は、次のとおりとする。

《基本的事項》

- (1) 指定期間は、原則として3年間から5年間とする。ただし、PFI事業者が指定管理者となる場合には、当該PFI事業の管理運営期間とする。
- (2) 原則として利用料金制度を活用し、インセンティブ効果による経費の縮減を図る。
- (3) 民間事業者等の知識、能力、経験等をいかすため、公募による選定を原則とする。
- (4) 指定管理者が行う業務の範囲は、原則として現行の執行形態を維持する。

2 指定管理者制度の更新及び新規導入

指定管理者制度の更新及び新規導入に当たっては、施設の形態に応じて、次の区分により検討を進めるものとする。

(1) 更新する施設

利用者の意見や費用対効果など様々な角度から、指定管理者による管理を検証し、継続して指定管理者による管理とするか等総合的に判断するものとする。

(2) 新規に導入する施設（市が直接、管理している施設）

その施設の性格や導入効果等を総合的に勘案しながら、直営による管理を継続するか、指定管理者制度への移行を進めるか等総合的に検討するものとする。

(3) 新規に供用開始する施設

企画段階において、完成後の施設管理を直営又は指定管理者制度により行うかを明確にした上で計画を進めるものとする。

(4) 法令等の規定により管理主体が市に限定されている施設

指定管理者制度の対象外とし、市が直接管理するものとする。

3 設置条例の改正・制定

指定管理者制度を導入する場合は、地方自治法に規定された事項を定めるため、それぞれの公の施設の設置や管理に関する条例の改正又は制定を行うものとする。

4 公募及び非公募の考え方

指定管理者制度は、公の施設の設置目的を最も効果的に達成するために導入するものであり、指定管理者の選定は、原則として公募により行うものとする。

(1) 公募により選定する施設

民間事業者等が既に事業展開をしている分野で、民間のノウハウを導入することにより、施設の設置目的を効果的に達成し、当該施設の円滑な管理を行うことが期待できる施設は、公募によることを原則とし、企画書等の提案内容を勘案して附属機関である指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）において指定管理者候補者を選定するものとする。

(2) 非公募により選定する施設

次に掲げる施設については、非公募により選定できるものとする。

ア 市民活動の地域拠点となる施設

地域コミュニティづくりの中心となることが期待できる施設又は設置目的が地域に固有のものと認められる施設等で、地域の人材を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が相当程度期待できる施設については、指定管理者として適当と認められる地域の団体を公募によらない方法で選定することができるものとする。

イ 市出資法人の設立目的と同様な趣旨で設置されている施設

市出資法人の設立目的と同様な趣旨で設置されている施設にあつては、当該出資法人が施設管理及び事業運営を一体的に実施することにより、効果的に施設の設置目的を達成できると客観的に判断できる場合においては、当該出資法人を公募によらない方法で指定管理者として選定することができるものとする。

(3) P F I 事業で整備運営する施設

P F I 事業によりその全部又は一部を整備する施設については、当該 P F I 事業者を公募によらない方法で指定管理者候補者として選定することができるものとする。

なお、当該P F I事業の指定期間の終了に伴い指定管理者制度を更新する場合は、指定管理者候補者を、原則として公募により選定するものとする。

5 指定管理者候補者の選定

指定管理者候補者については、委員会において指定管理者候補者選定の審査方針に基づき選定を行うものとする。ただし、P F I事業について当該P F I事業者を指定管理者候補者として選定する場合は、この限りではない。

6 指定管理者の指定

指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、市議会の議決を経て市長が行うものとする。

7 協定の締結

管理の基準や業務の範囲等条例で定める事項のほか、事業報告書の提出期限、指定管理者に支出する委託料の支払い方法、施設内の物品の所有権の帰属等の管理業務の実施に当たっての細目的事項については、市と指定管理者の間の協定により定めることとし、両者の間で協定を締結するものとする。

また、協定は、業務内容を定めた基本協定と指定管理料等を定めた年度協定を締結するものとする。

8 指導、監督の徹底

指定管理者による公の施設の適正な管理運営を確保するため、指定管理者制度導入施設のモニタリング指針に基づきサービス水準の維持の確認及び評価等を実施し、業務改善に向けた指導・助言を徹底するものとする。

9 個人情報の保護及び情報公開

指定管理者については、市の機関に代わって施設を管理することから、厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例で規定する実施機関となるため、個人情報を保護する責務を負うとともに、積極的な情報公開を行うものとする。

また、個人情報保護に関する規定及び情報公開に関する規定の整備など、個人情報の保護及び情報公開に必要な措置について協定により定める。